

2024 年度海外留学支援制度 学部学位取得型

募集要項 (都道府県推薦用)

※この募集は、2024 年度予算の成立を前提に行うものです。



独立行政法人
日本学生支援機構

目 次

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的
2. 派遣学生の定義
3. 本奨学金等の財源

II 採用実施日程

III 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程
2. 対象国
3. 留学先大学
4. 支援期間
5. 支援期間の開始と終了
6. 推薦可能人数
7. 選考対象
8. 選考方法

IV 資格要件

V 支援予定人数

VI 支援内容

1. 奨学金月額
2. 授業料
3. 奨学金の支給方法
4. 他奨学金との併給

VII 応募方法

1. 事前登録
2. 応募書類の準備
3. 応募書類
4. 提出の際の注意事項
5. 応募書類の提出期間

VIII 審査方法

1. 第一次審査
2. 第二次審査
3. 採否結果
4. その他

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録

2. 事前オリエンテーション
3. 各種報告書等の提出
4. 採用の取り消し
5. 支給の休止

X その他

1. 留学中の安全管理
2. 個人情報の取扱い
3. 応募書類等提出先及び本件照会先
4. 留学先地域による奨学金月額単価区分(別紙1)
5. 国・地域コード(別紙2)

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、日本から諸外国(地域)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国(地域)との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 派遣学生の定義

本募集要項(以下、「募集要項」という。)において「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者としてします。

3. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 38 年8月 27 日法律第 179 号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがありますので、「募集要項」や後日掲載予定の「手続の手引」等に定める規定や手続きを遵守してください。

II 採用実施日程

「募集要項」は 2024 年4月1日から 2025 年 3 月 31 日までの間に留学を開始するものを対象とし、以下の日程で採用等の手続を行います。

項 目	日 程
推薦書類提出	2023 年 12 月 12 日(火)13 時(日本時間)必着
採否結果	2024 年3月上旬を目途に通知
採用決定後の手続き	2024 年3月 21 日(木)までに、手続き書類提出
事前オリエンテーション	採用者を対象に、2024 年3月実施予定

III 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程

学士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く。)及び課程。

※学士・修士一貫課程について、本制度では、学士の学位が授与される場合に限り、学士の学位取得にかかる期間を支援します。

※本制度では、通信・遠隔教育により提供される課程は支援対象外です。

2. 対象国

第1項について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

3. 留学先大学

(1)対象となる大学

学士号が取得できる諸外国(地域)の大学。

(2)大学入学準備コースについて

本制度でいう「大学入学準備コース」とは、原則、留学先国・地域の教育制度が日本と異なることにより、当該国・地域において日本からの学部(学士課程)入学希望者に対し、入学前に修了することを義務づけられているコースを指します。当該コースの在籍期間は支援期間に含まれます。ただし、留学開始時(支援期間開始時)に留学先大学における学士課程の(条件付き)入学許可を得ていることを、支援開始の条件とします。また、当該コースの延長はできません。

大学入学準備コースに入学する場合は、支援期間開始までに大学入学準備コースへの入学許可書と、当該コース修了後に学士課程への入学が許可される旨が記載されている許可書の両方(一通の文書にまとめられていても構いません。)を入手し、提出してください。

《注意》

「募集要項」において、「大学入学準備コース」と記載している事項以外は学士課程と同様の取り扱いとします。

(3)その他注意事項

- ①短期大学や専修学校の専門課程、コミュニティカレッジ等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合については、本制度に推薦できません。
- ②支援期間中に他大学に転入学することは、原則認めません。

4. 支援期間

(1)支援期間は原則4年です。

(2)注意事項

- ①学位取得のために定められた修業期間を限度とし、支援します。(当該修業期間は正規課程の学生として、その課程で学位取得のために必要と定められている在籍期間で、その大学に在籍できる最長の期間(在学年限)のことではありません。正規課程とは学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程を指します。)
- ②入学時の段階で、学士課程及び大学入学準備コースの履修中に、学位取得に必須となる正規の授業の一環として就業経験を行うと定められている場合は、当該期間も含めて支援期間とします。
- ③学士課程及び大学入学準備コースで学修活動を開始する前に、語学学校や語学コース(ESL等)で行う語学研修期間等については、支援期間に含めません。
- ④支援期間の延長は、原則認めません。
- ⑤支援期間中の休学は、原則認めません。
- ⑥支援期間中に退学する場合は、本制度による支援を終了します。

5. 支援期間の開始と終了

(1)支援の開始

2024年4月1日から2025年3月31日までの間で、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学士課程あるいは大学入学準備コースにおける一年次の授業の開始月から支援を開始します。

※2025年3月31日までに学士課程又は大学入学準備コースに入学し、授業が開始されたことを確認できない場合は採用を取り消します。

※新入生オリエンテーションや履修登録の期間は、支援期間に含めません。

※推薦者は、各自で留学先大学からの入学許可を取り付けるとともに、留学に必要な査証を自身で取得してください。入学許可若しくは査証の取得に日数を要したこと

により、2024年度中(2024年4月1日から2025年3月31日まで)に学修活動を開始することができない場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

(2) 支援の終了

支援の終了は「4. 支援期間」内で学籍がある期間内で、留学先大学における学位取得のための学修活動が終了する月までとします。

6. 推薦可能人数

本都道府県推薦枠(以下、「推薦枠」という。)における推薦可能人数を、各都道府県1名とします。

なお、選考が困難である場合は、推薦なしでも差し支えありません。

(注)高校生等が独立行政法人日本学生支援機構に各個人で直接申請することが可能のため、都道府県等から重複して申請があった場合には、各都道府県からの推薦を優先。

7. 選考対象

当該都道府県に所在する国公私立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)に在籍し、令和6年3月卒業見込の者。

8. 選考方法

選考方法については、各都道府県に委ねるものとします。

※IVに定める応募要件をすべて満たしているか御確認ください。応募要件を一つでも満たしていない者を推薦した場合は、不合格となります。

IV 資格要件

次の(1)～(18)に掲げる全ての要件を満たす者とします。

《推薦時に満たすべき要件》

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

※「募集要項」でいう「日本人学生等」には、日本国籍を有する者の他に日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)を含みます。

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア. 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、日本の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

イ. 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

ウ. 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

(3) 国費による本制度の支援を受けて、自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告する義務があります。

(4) 推薦時まで、国内外の高等教育機関(大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校の専門課程)及び諸外国(地域)の大学入学準備コース等に在籍したことがない者

(5) 推薦時において、日本に居住している者

(6) 日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等を支援期間開始までに卒業若しくは

修了する者

- (7) 上記(6)の高等学校等の長から推薦状を取得できる者
- (8) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者
- ① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者
推薦時までには受験した英語能力試験の得点で、TOEFL iBT (Internet-based Test)の得点が80点、又はIELTS 6.0(Academic Module Overall Band Score)以上の水準を満たす者
 - ② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者
推薦時までには受験した主たる使用言語の語学能力試験の得点が、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)B2レベル以上である者
※留学先大学が求める語学能力にかかわらず、上記基準を満たしていることが推薦の条件となります。
- (9) 推薦時までには在学した全ての高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上に相当する者
※複数の高等学校等に在学している場合は、次のように評定平均値を算出してください。
→各高等学校等の評定平均値を全て足した値÷在籍する(在籍した)高等学校等の学校数
- (10) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
- (11) 家計支持者の令和4(2022)年の所得金額(父母が共働きの場合は父母の合算額)が、2,000万円以下である者
- (12) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者
なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。
- ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)、又は親権者が国内連絡人として認めた者
 - ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者
 - ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
 - ④ 日本語での事務手続きに対応できる者

《支援開始までに満たすべき要件》

- (13) 支援期間開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者
※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。
- (14) 留学に必要な査証を得ることができる者
- (15) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者。

《その他要件》

- (16) 支援期間開始時から終了時までの間に、留学先以外の大学又は大学入学準備コース、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校及び外国の教育制度においてこれらに相当する課程に在籍していない者
- (17) 支援期間中において報酬等を伴う労働等を行わない者。ただし、以下の条件を満たす場合に限り、当該労働等を行うことに係る報酬等を受給することを認める。
- ・支援期間中は、学位取得に向けた学修の遂行に専念できること
 - ・当該労働等により学修の遂行に支障が生じ成績不良となったり学位取得が遅れたりしないこと
- ※留学先国・地域における当該労働に必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認のうえ順守してください。
- (18) その他、機構理事長が必要と認める条件を満たす者

V 支援予定人数

未定(参考: 2023 年度採用人数 78 名(2023 年度は都道府県からの推薦枠からの採用は行っていない))

VI 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金を支給します。2024年度の支援内容については見直しを検討しており、令和6年度の政府の予算案の公表を踏まえて決定予定です。現時点の予定は以下のとおりですが、予算の成立状況により変更する場合があります。

支援内容は2024年1月上旬に公表予定です。

1. 奨学金月額(2024 年度予定)

12 万円～32 万円程度を予定(留学先の国・地域により異なる。現時点でのおおよその区分案は別紙 1 のとおり)。

新規採用者に対し、支援開始時に渡航支援金 16 万円を支給する。

※2024 年度においては、単価の見直しを予定しており、2024 年度予算の編成過程において決定予定。

(参考:2023 年度実績)

118,000円(指定都市)・88,000円(甲地区)・74,000円(乙地区)・59,000円(丙地区)

新規採用者に対し、支援開始時に渡航支援金16万円を支給する。

2. 授業料

授業料としては支給しない予定(上記奨学金月額に含む)。

※2024 年度においては、単価の見直しを予定しており、2024 年度予算の編成過程において決定予定。

(参考:2023年度実績)

250 万円までは実費額を支給し、それを超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、各年度 300 万円を上限とする。

3. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。奨学金は、毎月在籍確認を行った上で、支給します。

4. 他奨学金との併給

他の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

VII 推薦方法

1. 推薦書類の準備・提出

推薦書類は、原則「推薦枠」以外の一般の応募の提出書類と同様の書類をご提出ください。書類の作成方法については、一般の応募のための手引である「2024 年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引～Q&A と注意事項～」(以下「申請の手引」という。)を参考に、応募者に準備・作成させてください。「推薦枠」の応募者が提出する書類は次項の通りです。応募者が各書類をダウンロード・作成後、都道府県に提出し、各都道府県にて取りまとめ・選考後に、推薦する応募者1名分の書類を所定の提出用フォームにアップロードしてください。

「申請の手引」及び応募書類の各様式は、以下のホームページからダウンロードします。

※「推薦枠」応募者の推薦状の様式はホームページ上に載せていないため、添付の様式を使用してください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/gakubu/2024.html

※「申請の手引」にあるように、必要な書類に台紙をつけるようになっています。機構ホームページにある台紙は「推薦枠」ではない一般の応募者用のものですので、3.の表に台紙「要」となっている書類のみ、該当項目にチェック等つけて、台紙を併せて提出してください。

2. 推薦書類

※①～⑫までは応募者自身が準備・作成する書類、⑬、⑭は在籍する高等学校等が準備する書類です。

① 推薦者の顔写真(JPEG形式)

② 願書(様式1)

③ 留学先大学等情報【第1希望～第4希望】(様式2-1～様式2-4)(日本語で作成)

※留学希望先は最大4校まで記入できます。

※第1希望～第4希望以外に志望校がある場合、様式2-5～様式2-8に第5希望～第8希望の志望校を記入してください。関連資料の添付は不要です。採用後にやむを得ず第4希望までの大学に進学できない場合、第5希望～第8希望に記入した進学先に限り、留学先の変更の審査(再審査)を認めることとします。

④ 留学を志す理由・留学計画・学位取得後の進路計画(様式3-1a～様式3-3a、様式3-1b～様式3-3b)(日本語及び留学先での使用言語で作成)

⑤ 日本社会への貢献について(様式4)(日本語で作成)

⑥ 留学をテーマとした自己PR(様式5)

⑦ ③(留学先大学等情報【第1希望～第4希望】)の根拠書類

⑧ パスポートの写し(または在留カード(両面)の写し)及び2023年9月1日以降発行の住民票(写し)

⑨ 語学能力試験証明書(写し)

※次の場合は「語学運用能力証明書」(様式イ)を提出してください。

・主たる使用言語について、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と対照できる語学能力試験が全く存在していない場合

・受験した語学能力試験とCEFRとの対照表が存在していない場合

⑩ 家計支持者(父・母、並びにこれに代わって家計を支えている者がいる場合は当該人物)全員分の市区町村役場発行の2022年分の所得証明書(写し)

⑪ 【該当者のみ】2022年所得金額証明書(様式チ)

※提出ができないやむを得ない理由がある場合及び⑩に含まれない所得がある場合に提出してください。父・母のうち、どちらか(又は両方)が不在の場合も提出してください。

※⑪の2022年分の所得金額証明書には、父・母のうち、どちらか(又は両方)の所得証明書が提出できないのかとその理由及び、所得がある場合はその所得金額を記入してください。

上記の推薦書類において、提出書類の記載言語に指示があるもの以外、日本語以外で記載された書類には、和訳を添付してください。

⑫ 卒業証明書等(写し)

※「卒業(見込み)証明書」又は「修了(見込み)証明書」を提出してください。

⑬ 成績証明書

※いずれも、日本語又は英語で作成されたものに限りです。

※高等学校等の都合により、「調査書」が発行されない場合に限り「成績証明書」を提出してください。

※成績が5段階評価によるものではない場合、高等学校等の長に「成績証明書【5段階評価換算用】」(様式ハ)の作成を依頼してください。

⑭ 学校長からの推薦状

卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの高等学校等の長からの推薦状、を提出してください。

※日本語での作成を依頼してください。

※学校長からの推薦状は、推薦者(学校長)が添付の推薦状様式にて作成し、他の書類と併せて提出してください。

3. 提出の際の注意事項

(1) 各書類は所定の台紙と併せ、機構の指定する提出用フォームにアップロードしてください。その際、簡単なアンケートにも御協力ください。

(2) 以下のファイル名で①～⑭の内容の10個のファイルを zip ファイルにまとめて、「5. 推薦書類の提出先」の提出フォームにアップロードして下さい。

No.	提出資料内容	台紙の要否	提出時のファイル名 (xx は 2 桁の都道府県コード)	留意事項
①	顔写真	-	01_xx_shashin.jpeg	写真 (40mm×30mm 600×450 ピクセル程度)
②	願書(様式1)	-	0203_xx_gansho.xlsx	入力シートに必要事項を記入し、必ず Excel 形式で提出すること
③	留学先大学等情報(様式2)			
④	留学を志す理由・留学計画・学位取得後の進路計画(様式3)	-	040506_xx_yoshiki345.pdf	様式3、様式4、様式5をまとめて一つの PDF ファイルで提出
⑤	日本社会への貢献について(様式4)			
⑥	留学をテーマとした自己PR(様式5)			
⑦	③の根拠書類	要	07_xx_konkyo.pdf	(第一希望 07_xx-daigaku01.pdf、 第二希望 07_xx-daigaku02.pdf、 …)
⑧	パスポートの写し・住民票(写し)	要	08_xx_kokuseki.pdf	
⑨	語学能力試験証明書(写し)	要	09_xx_gogaku.pdf	
⑩	家計支持者の所得証明書【該当者のみ】	要	1011_xx_shotoku.pdf	⑩は該当者のみ ⑩と⑪を合わせて一つの PDF ファイルにして提出
⑪	2022年所得金額証明書(様式チ)			
⑫	卒業証明書等(写し)	-	12_xx_sotsugyou.pdf	
⑬	成績証明書	-	13_xx_seiseki.pdf	高等学校等から紙で提出された場合も PDF ファイルにして提出
⑭	推薦状	-	14_xx_suisen.pdf	

(3) 本推薦枠の応募者については、応募後に機構で選考管理番号を付します。選考管理番号欄は空欄としてください。

(4) 必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、支援の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は審査に滞りを及ぼすため、ご遠慮ください。提出前に十分御確認くださるようお願い致します。

4. 推薦書類の提出期間

11月20日(月)～12月12日(火)13時(日本時間)厳守

※受理した応募書類は返却しません。

5. 推薦書類の提出先

【提出フォーム】

https://www.online-system.jasso.go.jp/survey/2024_gakubugakui_todoufukensuisen/ja

VIII. 採否結果

派遣学生としての結果は、2024年3月上旬を目途に、都道府県を通じて通知します。

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録

派遣学生として採用された者は、2024年3月21日(木)までに、以下の書類(所定様式)を機構に提出し、採用登録を行ってください。

① 誓約書

(注) 未成年の場合は、採用にあたり親権者の同意が必須です。

② 銀行口座届出書

2. 事前オリエンテーション

採用者を対象に事前オリエンテーションを実施します。

- ・実施日: 2024年3月予定
- ・場所: オンラインによる実施を予定

3. 各種報告書等の提出

(1) 支援期間開始から終了までの各種報告

派遣学生は支援期間中、所定の様式により、定期的に学修状況を機構に報告する必要があります。

例: 毎月の学修報告書、毎学期終了時の留学状況報告書及び成績証明書、年に1回の派遣学生状況調査。

大学入学準備コース修了時には、大学入学準備コース修了証の写しや、留学成果報告書及び成績証明書を機構に提出してください。

(2) 支援終了後の報告

支援終了後1か月以内に学位記の写しや留学成果報告書(所定様式)及び成績証明書を提出する必要があります。

フォローアップの一環として、支援期間終了後5年間は、年1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査

を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、対応してください。

(注) 大学入学準備コースや学士課程を修了できず、本制度による支援が終了する場合にも、報告書類を提出する必要があります。

4. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあつては、奨学金等の全部又は一部を返納させることがあります。

- ① IV項に掲げる要件を備えなくなったとき
 - ② VIIの第3項に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき(応募者本人が作成すべき書類を本人が作成していないことが判明した場合を含む)
 - ③ IXの第1項により提出された誓約書に違反する行為があつたと認められるとき
 - ④ IXの第3項により提出された留学状況報告書等に基づき、機構若しくは派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性がないと判断したとき
 - ⑤ 派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当ではないと機構が判断したとき
 - ⑥ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき
- なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

5. 支給の休止

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

- ① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合
ただし、支援期間中にレベルが下がった場合は、支給を再開します。
- ② その他、後日掲載予定の「手続の手引」に定められた支給要件を満たさない場合

X その他

1. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難(感染症を含む。)と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせる場合があります。機構の指示があつた場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先国(地域)や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に加入してください。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学情報サイト」URL: <https://ryugaku.jasso.go.jp/>

[海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-3580-3311(内線 2902、2903)

ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

[在留届の提出について]

3か月以上外国に留学する日本人は、現地に到着後、住まいを管轄する日本の大使又は総領事館(在外公館)に在留届を提出することになっています。在留届を提出すると、在外公館から現地の治安情勢など、最新の情報が入手できるほか、事件、事故、災害の時に必要な情報が日本語で確認できます。万一、事件などに巻き込まれた場合、素早い支援を受けられます。また、在留届を提出する際、家族のメールアドレスもあわせて登録すると、在外公館から同じ情報が得られます。

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



2. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

出身の高等学校等名の情報については、個人が特定できない形で、機構のホームページ等で公表することがあります。

3. 留学先地域による奨学金月額単価区分(案)(別紙1)

4. 国・地域コード(別紙2)

留学先地域による奨学金月額単価区分(案)

国・地域名	区分
アイルランド	(1)
アメリカ合衆国	
アラブ首長国連邦	
オーストラリア	
カナダ	
シンガポール	
ニュージーランド	
英国	(2)
オランダ	
スウェーデン	
デンマーク	(3)
ハンガリー	
マレーシア	
香港	
大韓民国	
中国	(4)
イタリア	
オーストリア	
スイス	
スペイン	
ドイツ	
フランス	
ベルギー	
台湾	

※(1)が最も高い単価、(4)が最も低い単価となる予定です。

※上記の国は例示です。区分の数及び各区分に含まれる国については、変更の可能性がります。

※最終的な区分及び単価の決定は2024年1月上旬ごろを予定しています。

2024年度 海外留学支援制度 国・地域コード

	国・地域コード	国・地域名	主な都市
アジア	100	台湾	台北
	101	バングラデシュ	
	102	ブータン	
	103	ブルネイ	
	104	カンボジア	
	105	中国	北京、上海
	106	香港	
	107	インド	
	108	インドネシア	ジャカルタ
	109	大韓民国	ソウル
	110	ラオス	
	111	マカオ	
	112	マレーシア	クアラルンプール
	113	モンゴル	
	114	ミャンマー	ヤンゴン
	115	ネパール	
	116	パキスタン	
	117	フィリピン	マニラ
	191	シンガポール	シンガポール
	119	スリランカ	
	120	タイ	バンコク
	121	ベトナム	
	123	東ティモール	
	124	モルディブ	
中南米	201	アルゼンチン	ブエノスアイレス
	202	ボリビア	
	203	ブラジル	サンパウロ、リオデジャネイロ
	204	チリ	
	205	コロンビア	
	206	コスタリカ	
	207	キューバ	
	208	ドミニカ共和国	
	209	エクアドル	
	210	エルサルバドル	
	211	グアテマラ	
	212	ホンジュラス	
	213	ジャマイカ	
	214	メキシコ	メキシコシティ
	215	ニカラグア	
	216	パナマ	
	217	パラグアイ	
	218	ペルー	リマ
	219	トリニダード・トバゴ	
	220	ウルグアイ	
	221	ベネズエラ	
	222	ハイチ	
中近東	301	バーレーン	
	303	イラン	
	304	イラク	
	305	イスラエル	エルサレム
	306	ヨルダン	
	307	クウェート	クウェート
	308	レバノン	
	309	オマーン	
	310	カタール	
	311	サウジアラビア	ジッダ、リヤド
	312	シリア	
	313	トルコ	
	314	アラブ首長国連邦	アブダビ
	315	イエメン	
	316	パレスチナ	
	317	アフガニスタン	

	国・地域コード	国・地域名	主な都市
アフリカ	401	アルジェリア	
	402	カメルーン	
	403	コンゴ共和国	
	404	コートジボワール	アビジャン
	405	エジプト	カイロ
	406	エチオピア	
	407	ガボン	
	408	ガーナ	
	409	ギニア	
	410	ケニア	ナイロビ
	411	リベリア	
	412	リビア	
	413	マダガスカル	
	414	モーリタニア	
	415	モロッコ	
	416	ナイジェリア	
	417	セネガル	
	418	南アフリカ	ケープタウン
	419	スーダン共和国	
	420	タンザニア	
	421	チュニジア	
	422	コンゴ民主共和国	
	423	ザンビア	
	424	ジンバブエ	
	425	チャド	
	426	ウガンダ	
	427	ボツワナ	
	428	南スーダン共和国	
	429	シエラレオネ	
	430	モザンビーク	
	431	ベナン共和国	
	432	ガンビア	
	433	ナミビア	
	434	ニジェール	
	435	マラウイ	
	436	ジブチ	
	437	ルワンダ	
	438	ブルンジ	
北米	501	カナダ	バンクーバー、トロント、モントリオール
	502	アメリカ合衆国	サンフランシスコ、ニューヨーク、ロサンゼルス、ワシントンD.C.、ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ等
オセアニア	601	オーストラリア	シドニー、メルボルン
	602	ニュージーランド	ウェリントン
	603	バプアニューギニア	
	604	パラオ	
	605	マーシャル諸島	
	606	ミクロネシア	
	607	フィジー諸島	
	608	キリバス	
	609	ナウル	
	610	ソロモン諸島	
	611	トンガ	
	612	ツバル	
	613	バヌアツ	
	614	サモア	
	615	クック諸島	
	616	ニウエ	
	617	トケラウ諸島	
	618	ニューカレドニア	

	国・地域コード	国・地域名	主な都市
ヨーロッパ	701	アルバニア	
	702	オーストリア	ウィーン
	703	エストニア	
	704	ラトビア	
	705	リトアニア	
	706	ベルギー	ブリュッセル
	707	ブルガリア	ソフィア
	708	ベラルーシ	
	709	カザフスタン	
	710	ウクライナ	
	711	ウズベキスタン	タシケント
	712	クロアチア	
	713	チェコ	プラハ
	714	デンマーク	コペンハーゲン
	715	フィンランド	
	716	フランス	パリ
	717	ドイツ	フランクフルト、ハンブルク
	718	ギリシャ	
	719	ハンガリー	ブダペスト
	720	アイスランド	
	721	アイルランド	
	722	イタリア	ローマ
	723	ルクセンブルク	
	724	マルタ	
	725	北マケドニア	
	726	オランダ	アムステルダム
	727	ノルウェー	
	728	ポーランド	
	729	ポルトガル	
	730	ルーマニア	
	731	ロシア	モスクワ
	732	スロバキア	
	733	スロベニア	
	734	スペイン	マドリード
	735	スウェーデン	
	736	スイス	ジュネーブ
	737	英国	ロンドン
	738	セルビア	
	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
	740	キルギス	
	741	タジキスタン	
	742	モンテネグロ	
	743	アゼルバイジャン	
	744	リヒテンシュタイン	
	745	ジョージア	
	746	アルメニア	
	747	コソボ	
	748	トルクメニスタン	
	749	モルドバ	
	750	キプロス	
その他	000		